

1. 関係法令等

※本資料は、平成 30 年 4 月時点のものであり、その後の法令等の改正には対応していない。
最新の各資料に留意して利用されたい。

目 次

- (1) 道路法（昭和 27 年 6 月 10 日 法律第 180 号）抜粋
- (2) 道路法施行令（昭和 27 年 12 月 4 日 政令第 479 号）抜粋
- (3) 道路法施行規則（昭和 27 年 8 月 1 日 建設省令第 25 号）抜粋
- (4) 地方交付税法（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 211 号）抜粋
- (5) 普通交付税に関する省令（昭和 37 年 8 月 20 日自治省令 17 号）抜粋
- (6) 栃木県 CALS/EC 電子納品運用に関するガイドライン（案）第 10 版（平成 26 年 4 月）抜粋

道路法一抜粋一

(昭和 27 年 6 月 10 日 法律第 180 号)

最終改正：平成 29 年 6 月 2 日 (法律第 45 号)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

一 道路上のさく又は駒止（こまどめ）

二 道路上の並木又は街灯で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの

三 道路標識、道路元標又は里程標

四 道路情報管理施設（道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設その他これらに類するものをいう。）

五 道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場

六 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

七 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第三条第一項の規定による共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第四条第二項に規定する電線共同溝整備道路に第十八条第一項に規定する道路管理者の設ける共同溝又は電線共同溝

八 前各号に掲げるものを除くほか、政令で定めるもの

3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。

4 この法律において「駐車」とは、道路交通法（昭和三十一年法律第百五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。

5 この法律において「車両」とは、道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。

(道路の種類)

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 高速自動車国道
- 二 一般国道
- 三 都道府県道
- 四 市町村道

(私権の制限)

第四条 道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権を行使することができない。但し、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。

第二章 一般国道等の意義並びに路線の指定及び認定

(一般国道の意義及びその路線の指定)

第五条 第三条第二号の一般国道（以下「国道」という。）とは、高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、政令でその路線を指定したものをいう。

- 一 国土を縦断し、横断し、又は循環して、都道府県庁所在地（北海道の支庁所在地を含む。）その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市（以下「重要都市」という。）を連絡する道路
 - 二 重要都市又は人口十万以上の市と高速自動車国道又は前号に規定する国道とを連絡する道路
 - 三 二以上の市を連絡して高速自動車国道又は第一号に規定する国道に達する道路
 - 四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾若しくは同法附則第二項に規定する港湾、重要な飛行場又は国際観光上重要な地と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路
 - 五 国土の総合的な開発又は利用上特別の建設又は整備を必要とする都市と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路
- 2 前項の規定による政令においては、路線名、起点、終点、重要な経過地その他路線について必要な事項を明らかにしなければならない。

(都道府県道の意義及びその路線の認定)

第七条 第三条第三号の都道府県道とは、地方的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したものをいう。

- 一 市又は人口五千以上の町（以下これらを「主要地」という。）とこれらと密接な関係にある主要地、港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾若しくは地方港湾、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第五条に規定する第二種漁港若しくは第三種漁港若しくは飛行場（以下これらを「主要港」という。）、鉄道若しくは軌道の主要な停車場若しくは停留場（以下これらを「主要停車場」という。）又は主要な観光地とを連絡する道路
- 二 主要港とこれと密接な関係にある主要停車場又は主要な観光地とを連絡する道路

- 三 主要停車場とこれと密接な関係にある主要な観光地とを連絡する道路
 - 四 二以上の市町村を経由する幹線で、これらの市町村とその沿線地方に密接な関係がある主要地、主要港又は主要停車場とを連絡する道路
 - 五 主要地、主要港、主要停車場又は主要な観光地とこれらと密接な関係にある高速自動車国道、国道又は前各号のいずれかに該当する都道府県道とを連絡する道路
 - 六 前各号に掲げるもののほか、地方開発のため特に必要な道路
- 2 都道府県知事が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
 - 3 第一項の規定により都道府県知事が認定しようとする路線が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下「指定市」という。）の区域内に存する場合においては、都道府県知事は、当該指定市の長の意見を聴かなければならない。この場合において、当該指定市の長は、意見を提出しようとするときは、当該指定市の議会の議決を経なければならない。
 - 4 二以上の都道府県の区域にわたる道路については、関係都道府県知事は、協議の上それぞれ議会の議決を経て、当該都道府県の区域内に存する部分について、路線を認定しなければならない。
 - 5 前項の規定による協議が成立しない場合においては、関係都道府県知事は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。
 - 6 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事は、意見を提出しようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
 - 7 都道府県知事が第一項の規定により路線を認定し、又は国土交通大臣が第五項の規定により路線を認定すべき旨の裁定をするに当たっては、当該認定に係る道路が他の都道府県道とともに構成することとなる地方的な幹線道路網と高速自動車国道及び国道が構成する全国的な幹線道路網とが一体となつてこれらの機能を十分に発揮することができるよう配慮しなければならない。
 - 8 国土交通大臣が第五項の規定により路線を認定すべき旨の裁定をした場合においては、関係都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する部分について、それぞれ路線を認定しなければならない。この場合においては、第四項の規定による当該都道府県の議会の議決を経ることを要しない。

（路線の認定の公示）

第九条 都道府県知事又は市町村長は、第七条又は前条の規定により路線を認定した場合においては、その路線名、起点、終点、重要な経過地その他必要な事項を、国土交通省令で定めるところにより、公示しなければならない。

(路線の廃止又は変更)

第十条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

(路線の廃止又は変更)

第十条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第七条第二項から第八項まで及び前条の規定は前二項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第八条第二項から第五項まで及び前条の規定は前二項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

(路線が重複する場合の措置)

第十一条 国道の路線と都道府県道又は市町村道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については、国道に関する規定を適用する。

2 都道府県道の路線と市町村道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については、都道府県道に関する規定を適用する。

3 他の道路の路線と重複するように路線を指定し、認定し、若しくは変更しようとする者又は他の道路の路線と重複している路線について路線を廃止し、若しくは変更しようとする者は、現に当該道路の路線を認定している者に、あらかじめその旨を通知しなければならない。

第三章 道路の管理

第一節 道路管理者

(国道の新設又は改築)

第十二条 国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う。ただし、工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情により都道府県がその工事を施行することが適当であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県が行う。

(国道の維持、修繕その他の管理)

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業(以下「災害復旧」という。)その他の管理は、政令で指定する区間(以下「指定区間」という。)

内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

- 2 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を当該部分の存する都道府県又は指定市が行うこととすることができる。
- 3 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わつて自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う場合において、その行おうとする国道の修繕又は災害復旧に関する工事が都道府県の区域の境界に係るときは、関係都道府県は、あらかじめ修繕又は災害復旧に関する工事の設計及び実施計画について協議しなければならない。
- 5 第七条第五項及び第六項前段の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。
- 6 前項において準用する第七条第五項及び第六項前段の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第四項の規定による協議が成立したものとみなす。

(都道府県道の管理)

第十五条 都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。

(管理の特例)

第十七条 指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県が行うこととされているもの並びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行う。

- 2 指定市以外の市は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により当該都道府県が行うこととされているもの並びに当該市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。
- 3 町村は、第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該町村の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。
- 4 指定市以外の市町村は、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、当該市町村の区域内に存する国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築のうち、歩道の新設、改築、維持又は修繕その他の政令で定めるものであつて第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定により都道府県が行うこととされているもの（前三項の規定により指定市、指定市以外の市又は町村が行うこととされているものを除く。第二十七条第二項において「歩道の新設等」

という。)を都道府県に代わつて行うことが適当であると認められる場合においては、第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができる。

- 5 指定市以外の市町村は、前三項の規定により国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕を行おうとするとき、及び当該国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 6 国土交通大臣は、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の改築又は修繕に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する都道府県道又は市町村道（地域における安全かつ円滑な交通の確保のために適切な管理の必要性が特に高いと認められるものに限る。）を構成する施設又は工作物のうち政令で定めるものの改築又は修繕に関する工事（高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。）を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。
- 7 第一項から第四項まで及び前項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

（道路の区域の決定及び供用の開始等）

第十八条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所（以下「道路管理者の事務所」という。）において一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

- 2 道路管理者は、道路の供用を開始し、又は廃止しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示し、かつ、これを表示した図面を道路管理者の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。ただし、既存の道路について、その路線と重複して路線が指定され、認定され、又は変更された場合においては、その重複する道路の部分については、既に供用の開始があつたものとみなし、供用開始の公示をすることを要しない。

（兼用工作物の管理）

第二十条 道路と堤防、護岸、ダム、鉄道又は軌道用の橋、踏切道（道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道との交差部分を

いう。) 、駅前広場その他公共の用に供する工作物又は施設(以下これらを「他の工作物」と総称する。) とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該道路の道路管理者及び他の工作物の管理者は、当該道路及び他の工作物の管理については、第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、道路については、道路に関する工事(道路の新設、改築又は修繕に関する工事をいう。以下同じ。) 及び維持以外の管理を行わせることができない。

- 2 前項の規定により協議する場合において、国土交通大臣である道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立しないときは、国土交通大臣は、当該他の工作物に関する主務大臣とあらためて協議することができる。
- 3 第一項の規定により協議する場合において、国土交通大臣以外の道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立しないときは、当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者は、そのいずれかが国又は都道府県であるときは国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に、その他のときは都道府県知事(他の工作物に関する主務大臣の事務を分掌する地方支分部局の長があるときは、都道府県知事及び当該支分部局の長。以下本条並びに第五十五条第三項及び第四項において同じ。) に裁定を申請することができる。
- 4 第七条第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七条第六項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣及び他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事の意見」とあるのは「当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見」と、「関係都道府県知事は、」とあるのは「当該道路の道路管理者は、」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会の議決を経なければならない。」と読み替えるものとする。
- 5 第二項の規定による国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は第三項及び前項において準用する第七条第六項の規定により国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣若しくは都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなす。
- 6 第一項の規定による協議が成立した場合(前項の規定により道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなされる場合を含む。) においては、当該道路の道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

(他の工作物の管理者に対する工事施行命令等)

第二十一条 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、前条及び第三十一条の規定によつて協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。

(工事原因者に対する工事施行命令等)

第二十二条 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用され、又は準用される河川の河川工事（以下「河川工事」という。）であるときは、当該道路に関する工事については、同法第十九条の規定は、適用しない。

(維持修繕協定の締結)

第二十二条の二 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため災害の発生時において道路管理者以外の者が道路の特定の維持又は修繕に関する工事を行うことができることをあらかじめ定めておく必要があると認めるときは、その管理する道路について、道路の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者（第二号において「維持修繕実施者」という。）との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下この条において「維持修繕協定」という。）を締結することができる。

- 一 維持修繕協定の目的となる道路の区域（次号において「協定道路区域」という。）
- 二 維持修繕実施者が道路の損傷の程度その他の道路の状況に応じて協定道路区域において行う道路の維持又は修繕に関する工事の内容
- 三 前号の道路の維持又は修繕に関する工事に要する費用の負担の方法
- 四 維持修繕協定の有効期間
- 五 維持修繕協定に違反した場合の措置
- 六 その他必要な事項

(附帯工事の施行)

第二十三条 道路管理者は、道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事を道路に関する工事とあわせて施行することができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事又は砂防工事であるときは、当該他の工事の施行については、同項の規定は、適用しない。

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項又は第十九条から第二十二条の二までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

(道路台帳)

第二十八条 道路管理者は、その管理する道路の台帳（以下本条において「道路台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

2 道路台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 道路管理者は、道路台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。

(道路の構造の基準)

第三十条 高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。

一 通行する自動車の種類に関する事項

二 幅員

三 建築限界

四 線形

五 視距

六 勾配

七 路面

八 排水施設

九 交差又は接続

十 待避所

十一 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設

十二 橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度

十三 前各号に掲げるもののほか、高速自動車国道及び国道の構造について必要な事項

2 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（前項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）は、政令で定める。

3 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

(道路と鉄道との交差)

第三十一条 道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者の鉄道とが相互に交差する場合（当該道路が国道であり、かつ、国土交通大臣が自らその新設又は改築を行う場合を除く。）においては、当該道路の道路管理者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者と当該交差の方式、その構造、工事の施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議し、これを成立させなければならない。ただし、当該道路の交通量又は当該鉄道の運転回数が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合を除くほか、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。

- 2 前項の規定により協議する場合において、国土交通大臣以外の道路管理者と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者との協議が成立しないときは、当該道路の道路管理者、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。
- 3 第七条第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七条第六項中「関係都道府県知事の意見」とあるのは「当該道路の道路管理者、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者の意見」と、「関係都道府県知事は、」とあるのは「当該道路の道路管理者は、」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替えるものとする。
- 4 第二項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、当該道路の道路管理者と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者との協議が成立したものとみなす。
- 5 国道と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者の鉄道とが相互に交差する場合において、国土交通大臣が自らその新設又は改築を行うときは、国土交通大臣は、あらかじめ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者の意見を聴いて、当該交差の方式、その構造、工事の施行方法及び費用負担を決定するものとする。ただし、国土交通大臣の決定前に、国土交通大臣とこれらの者との間にこれらの事項について協議が成立したときは、この限りでない。
- 6 前項に規定する場合において、当該国道の交通量又は当該鉄道の運転回数が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合を除いた交差の方式は、立体交差としなければならない。
- 7 国土交通大臣は、第五項本文の規定による決定をするときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。

第三節 道路の占用

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

六 露店、商品置場その他これらに類する施設

七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的

二 道路の占用の期間

三 道路の占用の場所

四 工作物、物件又は施設の構造

五 工事实施の方法

六 工事の時期

七 道路の復旧方法

3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

（工事の調整のための条件）

第三十四条 道路管理者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、道路を不経済に損傷し、又は道路の交通に著しい支障を及ぼさないために必要があると認めるときは、当該申請に係る道路の占用に関する工事と他の申請に係る道路の占用に関する工事若しくは他の道路占用者の道路の占用又は道路に関する工事とを相互に調整するために当該許可に対して必要な条件を附することができる。この場合において、道路管理者は、あらかじめ当該申請に係る道路の占用に関する工事を行おうとする者又は他の道路占用者の意見を聞かなければならない。

道路法施行令一抜粋一

(昭和 27 年 12 月 4 日政令第 497 号)

最終改正：平成 29 年 3 月 23 日公布（平成 29 年政令第 40 号）改正

第一章 道路管理者等

(都道府県又は指定市による指定区間内の国道の管理)

第一条の二 法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が行うこととすることができる指定区間内の国道の管理は、次に掲げる管理（第一号から第四号まで及び第六号から第十二号までに掲げる管理については、国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行っている区間に係るものを除く。）とする。

- 一 法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えること。
 - 二 法第三十四条の規定により工事の調整のための条件を付すること。
 - 三 法第三十五条の規定により国と協議し、同意すること。
 - 四 法第三十六条第一項の規定により提出する工事の計画書を受理すること。
 - 五 法第三十九条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により占用料を徴収すること。
 - 六 法第三十九条の二第一項の規定により入札占用指針を定め、及び同条第六項の規定により意見を聴くこと。
 - 七 法第三十九条の四第一項又は第五項の規定により通知し、同条第三項の規定により占用入札を実施し、及び同条第四項の規定により落札者を決定すること。
 - 八 法第三十九条の五第一項の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。
 - 九 法第三十九条の六第一項の規定により変更の認定をすること。
 - 十 法第四十条第二項の規定により必要な指示をすること。
 - 十一 法第四十八条の二十四の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもって、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。
 - 十二 道路の占用に係る事項について法第七十一条第一項に規定する処分をし、又は措置を命ずること。
 - 十三 法第七十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十九条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料の納付を督促し、並びに当該占用料並びに当該占用料に係る手数料及び延滞金を徴収すること。
- 2 都道府県又は指定市は、前項第一号から第三号まで、第六号（法第三十九条の二第一項の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）及び第十号から第十二号までに掲げる権限（道路の構造又は交通に及ぼす支障が少ないと認められる道路の占用で国土交通省令で定めるものに係るものを除く。）を行つたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
- 二 太陽光発電設備及び風力発電設備
- 三 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設
- 四 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
- 五 土石、竹木、瓦その他の工事用材料
- 六 防火地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第五号の防火地域をいう。以下同じ。）内に存する建築物（以下「既存建築物」という。）を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたって存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地（その近接地を含む。）又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。）において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物
- 七 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設
- 八 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第三十三条第二項第二号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（第十三号に掲げる施設を除く。）でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 九 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設
- 十 次に掲げる道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場
 - イ 都市計画法第八条第一項第三号の高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。）及び高度利用地区並びに同項第四号の二の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路
 - ロ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条の三第一項に規定する特定都市道路（イに掲げる道路を除く。）

- 十一 建築基準法第八十五条第一項に規定する区域内に存する道路（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）の区域内の土地に設ける同項第一号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの
- 十二 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。以下同じ。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（第九号に掲げる施設に設けるものを除く。）
- 十三 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所

第五章 雑則

（道路の附属物）

第三十四条の三 法第二条第二項第八号の政令で定める道路の附属物は、次に掲げるものとする。

- 一 道路の防雪又は防砂のための施設
- 二 ベンチ又はその上屋で道路管理者又は法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村が設けるもの
- 三 車両の運転者の視線を誘導するための施設
- 四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡
- 五 地点標
- 六 道路の交通又は利用に係る料金の徴収施設

道路法施行規則一抜粋一

(昭和27年8月1日建設省令第25号)

最終改正：平成28年10月28日国土交通省令第76号

(路線の認定等の公示)

- 第一条** 道路法（昭和二十七年法律第八十号。以下「法」という。）第九条の規定による路線の認定又は法第十条第三項において準用する法第九条の規定による路線の廃止若しくは変更の公示は、それぞれ別記様式第一、第二又は第三により、行うものとする。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、前項の公示をする場合においては、都道府県道については縮尺五万分の一、市町村道については縮尺一万分の一程度の図面に当該路線を明示し、都道府県又は市町村の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。ただし、市街地その他特に必要があると認められる部分については、別に拡大図を備えなければならない。

(国土交通大臣への報告を要しない道路の占用)

- 第一条の三** 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。）第一条の二第二項に規定する国土交通省令で定める道路の占用は、左の各号に掲げる工作物、物件又は施設に係るものとする。
- 一 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - 二 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
 - 三 土石、竹木、瓦その他の工事用材料

(道路の区域の決定等の公示)

- 第二条** 法第十八条第一項の規定による道路の区域の決定又は変更の公示は、次に掲げる事項について行うものとし、同項の規定による図面は、縮尺千分の一以上のものを用いるものとする。
- 一 道路の種類
 - 二 路線名
 - 三 次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに定める事項
 - イ 区域の決定の場合（ロに掲げる場合を除く。） 敷地の幅員及びその延長
 - ロ 法第四十七条の七第一項の規定により立体的区域とする区域の決定の場合 イに掲げる事項並びに当該立体的区域とする区間及びその延長
 - ハ 区域の変更の場合 変更の区間並びに当該区間に係る変更前の敷地の幅員及びその延長並びに変更後の敷地の幅員及びその延長
 - 四 区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(道路の供用の開始等の公示)

- 第三条** 法第十八条第二項の規定による道路の供用の開始又は廃止の公示は、左に掲げる

事項について行うものとし、同項の規定による図面は、一般国道（以下「国道」という。）及び都道府県道については縮尺五万分の一、市町村道については縮尺一万分の一程度のものを用いるものとする。

- 一 路線名
- 二 供用開始又は廃止の区間
- 三 供用開始又は廃止の期日
- 四 供用開始又は廃止の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

（道路台帳）

第四条の二 道路台帳は、調書及び図面をもつて組成するものとする。

- 2 調書及び図面は、路線ごとに調製するものとする。
- 3 調書には、道路につき、少くとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記様式第四とする。
 - 一 道路の種類
 - 二 路線名
 - 三 路線の指定又は認定の年月日
 - 四 路線の起点及び終点
 - 五 路線の主要な経過地
 - 六 供用開始の区間及び年月日
 - 七 路線（その管理に係る部分に限る。）の延長及びその内訳
 - 八 道路の敷地の面積及びその内訳
 - 九 最小車道幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配
 - 十 鉄道又は新設軌道との交差の数、方式及び構造
 - 十一 有料の道路の区間、延長及びその内訳（自動車駐車場にあつては位置、規模及び構造）並びに料金徴収期間
 - 十二 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要
 - 十三 軌道その他主要な占用物件の概要
 - 十四 道路一体建物の概要
 - 十五 協定利便施設の概要
- 4 図面は、道路につき、少くとも次に掲げる事項を、付近の地形及び方位を表示した縮尺千分の一以上の平面図（法第四十七条の七第一項の規定により道路の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断図及び横断定規図）に記載して調製するものとする。
 - 一 道路の区域の境界線
 - 二 市町村、大字及び字の名称及び境界線
 - 三 車道の幅員が〇・五メートル以上変化する箇所ごとにおける当該箇所の車道の幅員
 - 四 曲線半径（三十メートル以上のものを除く。）
 - 五 縦断勾配（八パーセント未満のものを除く。）
 - 六 路面の種類
 - 七 トンネル、橋及び渡船施設並びにこれらの名称

- 八 自動車交通不能区間（幅員、曲線半径、勾配その他の道路の状況により最大積載量四トンの貨物自動車が行き通ることができない区間をいう。）
 - 九 道路元標その他主要な道路の附属物
 - 十 道路の敷地の国有、地方公共団体有又は民有の別及び民有地の地番
 - 十一 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物
 - 十二 交差し、若しくは接続する道路又は重複する道路並びにこれらの主要なものの種類及び路線名
 - 十三 交差する鉄道又は新設軌道及びこれらの名称
 - 十四 軌道その他主要な占用物件
 - 十五 道路一体建物
 - 十六 協定利便施設
 - 十七 調製の年月日
- 5 調書及び図面は、その記載事項に変更があつたときは、すみやかに、これを訂正しなければならない。
- 6 道路台帳は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる場所において保管するものとする。ただし、道の区域内の道路に係る道路台帳のうち、国道に係るもの及び令第三十二条第一項 に規定する開発道路で国土交通大臣が維持を行うものに係るものは、北海道開発局の事務所において保管するものとする。
- 一 高速自動車国道に係る道路台帳 国土交通省の事務所
 - 二 国道に係る道路台帳 指定区間内の国道に係るものは関係地方整備局の事務所、指定区間外の国道に係るものは関係都道府県(法第十七条第一項 の規定により指定市の長が国道の管理を行なう場合又は同条第二項 の規定により指定市以外の市の長が国道の管理を行なう場合にあつては、当該指定市又は指定市以外の市) の事務所
 - 三 都道府県道に係る道路台帳 関係都道府県(法第十七条第一項 の規定により指定市の長が都道府県道を管理する場合、同条第二項 の規定により指定市以外の市が都道府県道を管理する場合又は同条第三項 の規定により町村が都道府県道を管理する場合にあつては、当該指定市、指定市以外の市又は町村) の事務所
 - 四 市町村道に係る道路台帳 関係市町村の事務所

第1表（表）

〇〇道路台帳

整理番号				図面对照番号							
道路の種類	国	道	路線名	号	道路管理者			関東地方整備局長			
路線の指定年月日	年 月 日			指定の該当条項							
起 点					主 要 な						
終 点					経 過 地						
路線の延長					及 び						
路 線	供用されてい	実延長	m		供用開始 の区間 年月日						
	る区間の延長	重複延長	m								
	供用されていない区間の 延長	m									
の 実 延 長 の 内 訳	道 路	m	トンネル		橋		渡 船 施 設				
			個数	延長(m)	種 類	個数	延長(m)	渡 船 場		渡 船	
					永久橋			個数	延長(m)	船数	運 行 距 離
					木 橋						m
			混合橋								
			計								
	車道の幅員	9.0 m 以上		5.5 m 以上		4.0 m 以上		4.0 m 未満			
	路面の種類	9.0 m 未満		5.5 m 未満		5.5 m 未満		4.0 m 未満			
	舗 装 道	m		m		m		m			
	砂 利 道	m		m		m		m			
計	m		m		m		m				
自動車交通不能区間の延長			m			鉄道又 は新設 軌道と の交差	交 差 の 方 式		個 数		
道路の 敷地の 面積	国 有 地	地方公共団 体有地	民 有 地	計		は新設 軌道と の交差	立体交差	跨 道			
	m ²	m ²	m ²	m ²	跨 線						
	平面交差						計				
最小車道幅員	箇 所		最小曲線半径	箇 所		最急縦断勾配	箇 所				
m			m			%					
有 料 道 路	区 間		延 長	管 理 者		根 拠 条 項	料 金 徴 収 期 間				
延 長 の 内 訳	道 路		トンネル		橋		渡 船 施 設				
	m		個数	延 長(m)	個数	延 長(m)	延 長				
							m				
9.0 m以上	m		5.5 m以上	m		4.0 m以上	m		4.0 m未満	m	
			9.0 m未満			5.5 m未満					

(裏)

道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要
道路一体建物の概要
協定利便施設の概要
軌道その他主要な占有物件の概要
その他特記すべき事項
調製（改訂）の年月日

実 延 長 調 査 書

区 間	幅 員 (メートル)			延 長 (メートル)					通 加 延 長	路面の種 類	備 考	
	車 道	歩 道	道 路 分 離 帯	道 路 肩	道 路	トンネル	橋	渡船 施設				計

第三表

トンネル調書

面 図	照 对	号 番	名 称	箇 所	延 長	構				造				建 設 年 次	備 考	
						幅	員	車道	歩道	路肩	有 効 高	拱	側 壁			排 水 施 設

第四表

橋 調 査 書

面 照 号	名 称	箇 所	延 長	幅			面 積	橋 種 及 び 型 式	建 設 年 次	耐 荷 荷 重	現 況	備 考
				車 道	歩 道	路 肩						

鉄道等との交差調書

図面対象 番号	箇 所	鉄道又は新設 軌道の名称	交 差 方 式	延 長	幅 員	有効高又は 交差角度	備 考

地方交付税法一抜粋一

(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 211 号)

最終更新：平成 29 年 3 月 31 日公布（平成 29 年法律第 3 号）改正

(交付税の算定に関する資料)

第五条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を総務大臣に提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかなければならない。

2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を都道府県知事に提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

4 基準財政需要額の中に含まれる経費に係る地方行政に関係がある国の行政機関(内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項の機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の機関をいう。以下「関係行政機関」という。）は、総務大臣が要求した場合においては、その所管に係る行政に関し、総務大臣の要求に係る交付税の総額の算定又は交付に関し必要な資料を総務大臣に提出しなければならない。

(測定単位及び単位費用)

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位
道府県	二 土木費	
	1 道路橋りよう費	道路の面積
		道路の延長

2 地方行政に要する経費のうち個別算定経費以外のものの測定単位は、道府県又は市町村ごとに、人口及び面積とする。

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
四 道路の面積	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十八条に規定する道路台帳（以下「道路台帳」という。）に記載されている道路で当該地方団体が管理するものの面積	千平方メートル
五 道路の延長	道路台帳に記載されている道路で当該地方団体が管理するものの延長	キロメートル

（交付税の額の算定に用いた資料に関する検査）

第十七条の三 総務大臣は、都道府県及び政令で定める市町村について、交付税の額の算定に用いた資料に関し、検査を行わなければならない。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における市町村（前項の政令で定める市町村を除く。）について、交付税の額の算定に用いた資料に関し検査を行い、その結果を総務大臣に報告しなければならない。

普通交付税に関する省令

(昭和 37 年 8 月 20 日自治省令第 17 号)

最終改正：平成 29 年 7 月 25 日総務省令第 52 号

第一章 総則

(趣旨)

第一条 地方団体に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税（以下「普通交付税」という。）に関しては、地方交付税法（以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

(特別区の存する区域への準用)

第二条 特別区の存する区域（以下「特別区」という。）は、市とみなし、特別の定めがある場合のほか、この省令の規定中市に関する規定を準用する。

(普通交付税の算定に関する資料)

第三条 都道府県知事は、総務大臣の定める様式によつて、当該都道府県の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに総務大臣に提出しなければならない。

2 市町村長は、総務大臣の定める様式によつて、当該市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに都道府県知事に提出しなければならない。

3 地方団体の長は、当該地方団体に係る次の各号に掲げる測定単位の数値の算定の基礎となる事項を記載した台帳を備えておかななければならない。

一 道路の面積及び道路の延長

二 河川の延長

三 港湾（漁港を含む。）における係留施設の延長及び外郭施設の延長

四 市町村が管理する都市公園の面積

五 恩給受給権者数

六 災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同条第十一項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）に係る元利償還金

七 辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

八 昭和六十年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債のうち総務大臣が指定したものに係る元利償還金

九～二十二 (省略)

第二章 基準財政需要額の算定方法

(測定単位の数値の算定方法)

第五条 法第十二条第一項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定方法によつて、下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
一 人口	(省略)	人
二 面積	(省略)	平方キロメートル
三 警察職員数	(省略)	人
四 道路の面積	前年の四月一日現在において道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十八条に規定する道路台帳（以下「道路台帳」という。）に記載されている道路（同法第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものをいい、渡船施設、路面幅員二・五メートル未満の国道及び都道府県道（橋りようを除く。）、路面幅員一・五メートル未満の市町村道（橋りようを除く。）並びに道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十八条の規定によつて料金を徴収するもの及び同法附則第四条又は第五条第二項の規定により維持、修繕その他の管理を行うものを除く。）で当該地方団体が管理するものの面積。ただし、前年の四月二日からその年の四月一日までの間において、地方団体の廃置分合、大規模な境界変更、指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の指定若しくは平成二十五年十二月二十日の閣議決定「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づく国と当該地方団体との個別協議により又は道路法第十七条第二項若しくは第三項の規定に基づき道路を管理する地方団体に変更があつたときは、総務大臣が必要と認める場合に限り当該面積をその年の四月一日現在における道路の管理者の区分により分別した数値を用いることができる。	千平方メートル
五 道路の延長	前年の四月一日現在において道路台帳に記載されている道路（道路法第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものをいい、渡	キロメートル

	<p>船施設、路面幅員一・五メートル未満の市町村道（橋りょうを除く。）並びに道路整備特別措置法第十八条の規定によつて料金を徴収するもの及び同法附則第四条又は第五条第二項の規定により維持、修繕その他の管理を行うものを除く。）で当該地方団体が管理するもの（道路法第十三条第一項に規定する政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内の道路で当該地方団体がその経費の一部又は全部を負担するものを含む。）及び直轄高速道路（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第五条の規定に基づき、平成二十八年四月一日以前に開催された国土開発幹線自動車道建設会議の議を経た整備計画により、直轄方式で整備することとなつた区間をいう。以下同じ。）で高速自動車国道法第七条第一項の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものの延長。ただし、前年の四月二日からその年の四月一日までの間において、地方団体の廃置分合、大規模な境界変更若しくは指定都市の指定により又は道路法第十七条第二項若しくは第三項の規定に基づき道路を管理する地方団体に変更があつたときは、この表中四のただし書の規定を準用する。</p>	
六 河川の延長	(省 略)	キロメートル

栃木県 CALS/EC 電子納品運用に関するガイドライン（案） 第 10 版（平成 26 年 4 月）－抜粋－

巻末資料 2 道路台帳整備業務の電子納品

1-1 適用

◇本ガイドラインは、栃木県道路台帳整備要綱において定められ成果品を電子的手段により引き渡す場合に適用する。

道路台帳の電子納品に関する基準は、国土交通省の要領等で規定がないため、栃木県独自に基準を定め、栃木県県土整備部発注の道路台帳整備業務委託の電子成果品は以下のとおり作成する。

1-2 道路台帳整備業務の電子納品対象成果品

道路台帳整備業務の電子納品では、栃木県道路台帳整備要綱で定められた成果品のうち、当面、表-1 の成果品について電子納品を実施する。

【表-1 電子納品対象成果品】

成果品名	フォルダ	ファイル形式	備考
基準点測量成果	SURVEY/KITEN	PDF, TXT	測量成果電子納品要領（案）に準拠
地形測量成果	SURVEY/CHIKEI	PDF	
境界測量成果	SURVEY/YOUCHI	PDF, TXT	
公図写	SURVEY/YOUCHI	SFC	
調書類	SURVEY/DOC	PDF, オリジナル	道路台帳補正報告書、境界標調書等
道路台帳補正調書	SURVEY/DOC	MDB	
現況平面図	DRAWING	SFC	4 図面を 1 ファイルで作成
道路台帳測定基図	DRAWING	SFC	
道路敷地図	DRAWING	SFC	
道路求積図	DRAWING	SFC	
集計表	—	—	電子化の対象外
基準点・多角点網図及図郭割図	—	—	

※1 公図写のレイヤ構成は、「電子納品運用に関するガイドライン（案）栃木県」の巻末資料 3 「用地測量業務の電子納品」を参照。ただし、責任主体は「M」で固定する。

※2 道路台帳測定基図及び道路敷地図はPDFファイルも併せて納品する。

1-3 運用上の注意事項

(1) 道路台帳の電子納品フォルダ構成

道路台帳の測量成果は、SURVEYフォルダに格納し、道路台帳附図はDRAWINGフォルダに格納する。その他のフォルダにはデータを格納しないため、フォルダは作成しない。

① SURVEYフォルダに格納するファイル

- ・ 測量情報管理ファイル及び成果データは、「測量成果電子納品要領（案）国土交通省」に従い格納する。
- ・ 調書類、道路台帳補正調書（ACCESSデータ）は、SURVEYフォルダ直下のDOCフォルダに格納する。

- ② DRAWINGフォルダに格納するファイル
- ・ 図面管理ファイルは、巻2-6表-3「道路台帳附図の図面管理項目」に従い格納する。
 - ・ 道路台帳附図のファイル名は(2)③の命名規則に従い格納する。
 - ・ 道路台帳測定基図及び道路敷地区のPDFファイルのファイル名は(2)④の命名規則に従い格納する。

(2) 道路台帳成果ファイルの命名規則

- ① 測量情報管理ファイル、測量成果管理ファイル、成果ファイル及び図面管理ファイルの命名規則は、「測量成果電子納品要領（案）国土交通省」または「CAD製図基準（案）国土交通省」に従うものとする。
- ② 道路台帳補正調書（ACCESSデータ）及び調書類のファイル名は、契約番号を利用する。

(例) 契約番号が119-01-0123の道路台帳補正調書1ファイル目の場合

119（発注年度） → 19
 01（事務所番号） → 1 事務所番号が10の場合は、「0」
 0123（連番） → 0123



19101231.MDB

関連ファイル内の連番

道路台帳補正調書データが複数ある場合は、2、3、・・・を使用する。

【表-2 調書類のファイル命名規則一覧】

測量細区分	フォルダ名	栃木県道路台帳整備要綱による分類		ファイル名(関連ファイル内の番号)	適用
		測量細分類	成果等の名称		
道路台帳整備	DOC	調書(1)	道路台帳補正調書	1~9	
		調書(2)	橋梁現況台帳	A	
			トンネル現況台帳	B	
			踏切現況台帳	C	
			歩道橋現況台帳	D	
			シェットカルバート現況台帳	E	
		管理資料(1)	道路台帳補正報告書	F	
			土地所有者一覧表	G	様式境界1
			境界承諾不調調書	H	様式境界3
			境界標調書	I	様式境界4
			境界標設置調書	J	様式境界5
			地点標調書	K	様式距離標1
		管理資料(2)	測量成果	測量成果電子納品要領に準ずる	
		管理資料(3)	道路境界確認承諾書	L~O ※1	様式境界2
その他の成果が必要な場合			P~Z		

※1 PDFファイルにて1ファイル10MBを超える場合には分割する。

- ③ 道路台帳附図のファイル名は以下のとおりとする。
- ・ ライフサイクルは維持管理のため「M」とする。
 - ・ 整理番号は「0」とする。
 - ・ 図面種類は平面図の「PL」とする。
 - ・ 図面番号は全体の通し番号（数字3桁）とする。
 - ・ 改訂履歴は「Z」とする。

(注) CAD図面を作成する際にラスターデータを背景図として利用する場合は、CADデータとラスターデータを同一名称（拡張子が異なる）とする。

(例) CAD図面 : MOPL001Z.SFC ⇔ ラスターデータ : MOPL001Z.TIF

- ④ 道路台帳測定基図及び道路敷地図はCAD図面と併せて、GISで管理するための当面の処置としてPDFファイルを納品し、そのファイル名は以下のとおりとする。

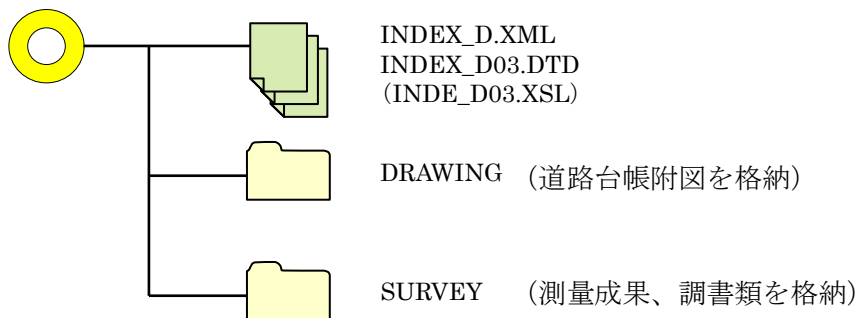
(例1) 図面ファイル名「MOPL001Z.SFC」の道路台帳測定基図をPDFファイルとして作成する場合のファイル名は、整理番号を「1」に変更し、「M1PL001Z.PDF」とする。

(例2) 図面ファイル名「MOPL001Z.SFC」の道路敷地図をPDFファイルとして作成する場合のファイル名は、整理番号を「2」に変更し、「M2PL001Z.PDF」とする。

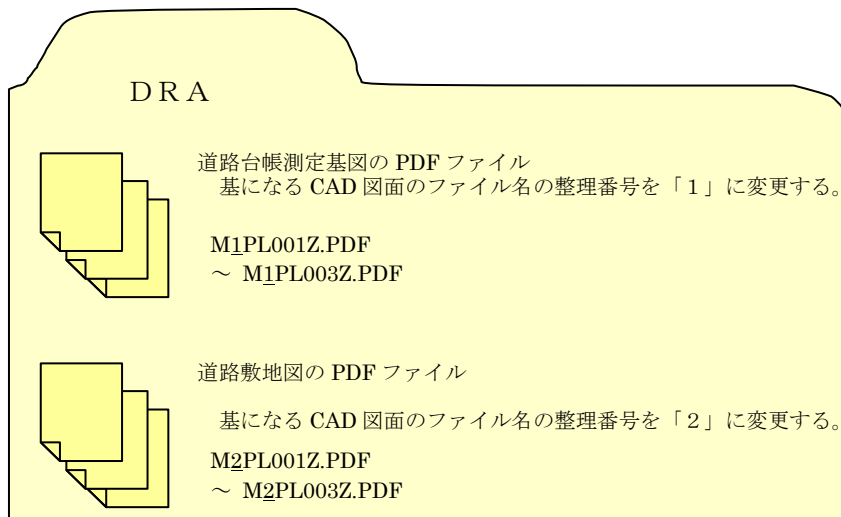
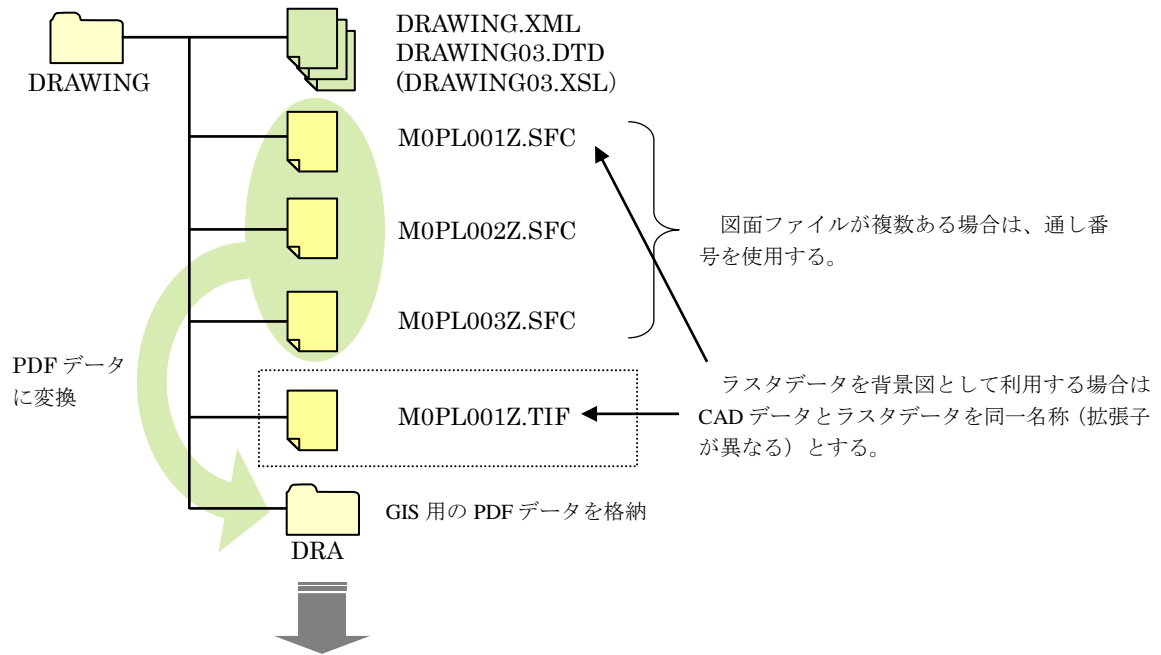
※PDFファイルの仕様

- | | | |
|---|--------|---------------------|
| ① | ファイル形式 | PDF |
| ② | 解像度 | 300dpi |
| ③ | 色数 | モノクロ（白黒の2値） |
| ④ | 用紙サイズ | 原寸大（幅780mm×高さ290mm） |

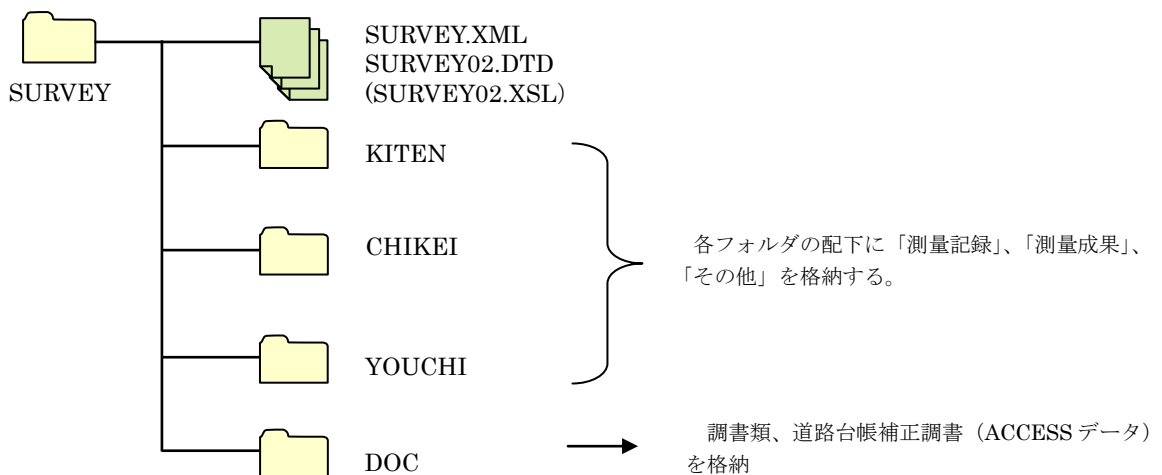
○フォルダ構成（全体構成）



○ 「DRAWING」フォルダの構成



○ 「SURVEY」フォルダの構成



(3) 成果品の管理項目

① 業務管理項目

業務管理ファイル (INDEX_D.XML) の<業務情報>のうち、<主な業務の内容>、<業務分野コード>、<業務キーワード>はTECRISコード表から該当するものを選択し、以下のとおり記入する。

<主な業務の内容> **3** (測量を選択)

<業務分野コード> **0417990** (道路維持管理を選択) *複数記入可

<業務キーワード> **台帳整備** *複数記入可

*複数記入可の項目については、上記をそれぞれ1番目に記入する。

② 図面管理項目

図面管理ファイル (DRAWING.XML) に記入する図面管理項目は、次の表に示すとおり作成する。

なお、DRAサブフォルダに格納するPDFファイルについてもCADデータと同様に管理ファイルに記入すること。

